

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

平成 18 年 11 月に住民基本台帳法の一部が改正され、閲覧状況を公表することが義務付けられました。

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第 3 条の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までの住民基本台帳の閲覧は 0 件でした。内容については以下のとおりです。

○国または地方公共団体の機関によるもの(住民基本台帳法第 11 条第 3 項に基づくもの)

請求機関の名称	閲覧年月日	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
請求なし			

○個人または法人によるもの(住民基本台帳法第 11 条の 2 第 12 項に基づくもの)

閲覧申出者の氏名 (法人の場合は名称及び代表者等の氏名)	閲覧年月日	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
請求なし			